

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申第123号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和元年5月13日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県が〇〇土地改良区（以下「当該団体」という。）に対して、H31.3月5日の総代会の報告を求めたに関する書類及び伺い報告書類」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年5月27日、実施機関は、本件請求に係る公文書については「当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であるため」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年5月30日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和2年9月2日（同月3日受付）、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した。

2 審査請求の理由

本来あるべき書類（請求時）には、あるとか話してたもので、出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由はおおむね次のとおりである。

条例第7条第2号は、当該公文書が物理的に存在しない場合、存在するが他の実施機関又は実施機関以外の団体が保有している場合などにおいて、当該請求を拒否することができる旨を定めたものである。

実施機関は、審査請求人が公開を求めている公文書は、南部総合県民局農林水産部阿南庁舎（以下「農林水産部阿南」という。）が当該団体に対して、平成31年3月5日に開催された、当該団体の総代会の決議の内容を報告するよう求めた書類（以下「本件公文書」という。）であると推測した。

上記について、農林水産部阿南に確認したところ、「報告を求めた内容を記録した書類」については、作成した事実はないことから、文書は保有しておらず、本件処分を行った。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年9月3日	諮問
令和6年11月28日 第2部会（第17回）	審議
令和6年12月19日 第2部会（第18回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書について

審査請求人は、本件公文書は本来あるべき書類であると主張している。

これに対し、実施機関は、本件公文書を保有していないと主張しているため、以下、本件公文書の保有の有無について検討する。

2 本件公文書の保有の有無について

土地改良法施行細則第6条に、土地改良区は、総会又は総代会（以下「総会等」という。）が終了したときは、遅滞なく、その総会等においてなされた決議の内容を知事に報告しなければならないと規定されているが、県から土地改良区に対して提出を求めなければならない旨の規定はない。

以上を踏まえると、本件請求に係る公文書を保有していないとする実施機関の説明に特に不合理な点は認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榊本 久実	税理士	